

五戸町防犯灯・商店街街路灯電気料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会及び商店街団体（以下、「自治会等」という。）が、維持管理する防犯灯、街路灯（以下「防犯灯等」という。）の電気料に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付にあつては、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の対象となる防犯灯等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自治会等が区域内に設置し、歩行の安全及び防犯に役立つと認められるもの
- (2) 自治会等の責任において適切に維持管理されているもの
- (3) 自治会等がその電気料を負担しているもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する防犯灯の補助金の決定に係る年度の4月分から12月分までと補助金の決定に係る年度の前年度の1月分から3月分までを合計した1年間の支払い総額の電気料の額の100分の30とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その全額又端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、防犯灯・街路灯電気料補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に電気料金振替領収証（1月から12月支払い分）及び電気料金請求内訳書の写しを添えて補助金の決定に係る年度の1月末までに町長に提出しなければならない。

2 自治会が補助金の交付申請をすることができる回数は、補助金の決定に係る年度のうち1回とする。

(補助金の交付決定及び額の通知)

第5条 町長は、前条の申請に係る経費が適正であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、防犯灯・街路灯電気料補助金交付決定書兼確定通知書（様式第2号）により自治会等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 自治会等は、防犯灯・街路灯電気料補助金請求書（様式第3号）を申請年度の1月末までに町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成26年12月22日告示第67号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年1月1日以降に支払った電気料金から適用する。

附 則（平成27年11月24日告示第112号）

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。